

議 案 第 40 号

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年11月30日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

利便性の向上を目的として都市計画情報閲覧システムから都市計画道路指導図の写しの交付を可能とすることに伴い、交付に係る手数料を定めるため。

松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前		改正後	
(手数料の種類及び金額)		(手数料の種類及び金額)	
第2条 手数料の種類及びその金額は、次表のとおりとする。		第2条 手数料の種類及びその金額は、次表のとおりとする。	
種類	金額	種類	金額
(略)		(略)	
街区基準点測量成果表及び街区基準点の記の写しの交付	(略)	街区基準点測量成果表及び街区基準点の記の写しの交付	(略)
都市計画情報の交付	1枚につき 300円	都市計画情報の交付（都市計画道路指導図の写しの交付を除く。）	1枚につき 300円
地形図の写しの交付	(略)	都市計画道路指導図の写しの交付	1枚につき 100円
(略)		地形図の写しの交付	(略)
		(略)	

附 則

この条例は、令和6年2月1日から施行する。